平成２４年（再イ）第９号
宮城県石巻市広渕字馬場屋敷88番地５
再生債務者　千葉　謙一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

平成２４年（再イ）第２４号
茨城県小美玉市倉数201番地２
再生債務者　田所　利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　水戸地方裁判所

平成２４年（再イ）第１６号
福井県あわら市二面１丁目1015番地２
再生債務者　増田　正和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　福井地方裁判所

平成２４年（再イ）第４７７号
大阪市東淀川区東淡路１丁目４番１―912号
再生債務者　中島　京子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第７３号
大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目27番８号
再生債務者　吉野　元樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月10日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再イ）第３７号
兵庫県加古川市野口町北野623番地の11
再生債務者　森崎　正伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月10日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第１３号
宮崎県東臼杵郡門川町東栄町１丁目６番15号
再生債務者　坂口　策宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（再イ）第２５６号
札幌市手稲区新発寒６条７丁目６番６号
再生債務者　佐野　忍
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第８号
岩手県北上市中野町２丁目24番37号
再生債務者　戸田　昭夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（再イ）第１１号
岩手県北上市北鬼柳５地割92番地１タウン柳田３号
再生債務者　小原　広大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（再イ）第１２号
岩手県北上市二子町鳥喰14番地20
再生債務者　鈴木　雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（再イ）第８２号
仙台市太白区西中田３丁目１番11―607号
再生債務者　阿部　幸男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第５号
山形県鶴岡市藤島字笹花42番地54
再生債務者　齋藤　茂樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（再ロ）第４号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区26棟104号
再生債務者　五味　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再ロ）第２号
福井県敦賀市沓見128号８番地の15
再生債務者　濱野　耕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日
福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２４年（再イ）第１０号
山口県下松市生野屋３丁目１番１号
再生債務者　内富　卓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（再イ）第２２号
山口県宇部市大字妻崎開作1113番地３サンシティ西割Ａ棟201号
再生債務者　前田　賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年１月11日　山口地方裁判所宇部支部

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年１月 25 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
四国縦貫自動車道	愛媛県松山市井門町	改築工事	平成25年１月27日